

委員会提出議案第2号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和3年3月26日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者 建設経済常任委員長
渡 部 一 夫

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約 20 万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約 13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約 4 割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

新型コロナウイルス感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任でもあり、極めて必要な時期であります。

つきましては、南相馬市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望します。

記

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率 3 %程度を目途に引上げを図ること。また 2019 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。
- 2 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 3 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 4 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3 年 3 月 2 6 日

福島県南相馬市議会議長 中川 庄一

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
福島労働局長 様